

年会費に関するご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本会員	2,640円（初年度年会費無料）	(消費税込み)
家族会員	無料	

前年の年間ショッピングご利用金額が10万円以上（家族会員のご利用分を含みます）の場合、当年の年会費が無料となります。

※年会費優遇条件における年間ショッピングご利用金額とは、前年の年会費請求月の翌月請求分～当年の年会費請求月の当月請求分となります。

りゅうぎん PARTNER CARD 会員特別規約

第1条（名称）

本カードは、株式会社りゅうぎんディーシー（以下「当社」と称します。）が発行するもので、カードの名称は、「りゅうぎん PARTNER CARD」（以下「本カード」と称します。）とします。

第2条（会員）

本特約、個人会員規約を承認の上、本カードを申込み、当社が認めた方を会員とし、本カードを発行・貸与します。

第3条（ロードサービスおよびホームサービスの利用）

会員は、当社が定める「りゅうぎん PARTNER CARD サービス利用規定」に従い、当社が提携するMS&AD グランアシスタンス株式会社（以下、「運営者」と称します。）のロードサービス、およびホームサービスの提供を受けることができます。ロードサービスとは、会員の車両事故もしくは故障時に提供されるロードアシスタンスサービスおよびこれに付随したアフターフォローサービスをいいます。また、ホームサービスとは、水回りのトラブル・トイレのつまり等の際に提供されるホーム・アシスタンス・サービスをいいます。

第4条（年会費）

会員は、カード発行会社所定の年会費を支払うものとします。

第5条（会員情報提供の同意）

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項（以下、「同意条項」と称します。）の特約として定めるものであり、会員は、第3条に規定するサービスの提供を受けることに必要な会員情報を、当社が運営者に提供することに同意するものとします。

2. 当社が運営者に提供する会員情報は、以下の通りです。①入会申込書や入会後の届出書等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、自宅住所、自宅住所郵便番号、自宅電話番号、生年月日②会員の入退会の事実

3. 運営者が2. ①②の会員情報を利用する目的は、以下の通りです。

①会員に対するロードサービスおよびホームサービスの提供②会員に対するロードサービスおよびホームサービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

4. 運営者は、保有する会員情報をロードサービスおよびホームサービスの実施に必要最低限の範囲で、運営者提携のロードサービスおよびホームサービス実施者（以下、「実施者」と称します。）に預託できるものとします。

5. 運営者および実施者は保有する会員情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに上記3. ①②以外の目的に利用しないものとします。

6. 会員は、運営者が利用している会員情報のお問合せや開示、訂正、削除を、下記窓口に申出することができます。

MS&ADグランアシスタンス株式会社 りゅうぎんDCパートナーサービス
〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1

住友不動産飯田橋ファーストビル7階 TEL0120-039-270

第6条（適用）

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と個人会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

(TG999999)

070562 25.12 YY

りゅうぎん PARTNER CARD サービス利用規定

第1条(規定の目的)

1.本規定は、株式会社りゅうぎんディーシー（以下「当社」という。）が発行する「りゅうぎん PARTNER CARD」（以下、「本カード」という。）を保有する会員（以下「会員」という。）に対して提供するロードサービスおよびホームサービスに関する事項を定めたものです。2.会員は個人会員規約およびりゅうぎん PARTNER CARD 会員特別規約を承認の上、本規定に従い本カードのサービスの提供を受けることができます。

第2条(ロードサービスおよびホームサービスの機能)

1.ロードサービスとは、当社が提携するMS&ADグランアシスタンス株式会社（以下「運営者」という。）が日本国内での対象地域において当社が認めた会員の車両事故もしくは故障時に提供するロードアシスタンスサービスおよびこれに付随したアフターフォローサービスをいいます。又ホームサービスとは、水回りのトラブル・トイレのつまり等の際提供するホームアシスタンスサービス（現場で30分以内での緊急対応のみ）をいいます。2.ロードアシスタンスサービス、アフターフォローサービスの内容、およびホームアシスタンスサービスの内容は別記「サービス附則」に記載しているとおりとします。

第3条(ロードサービス、ホームサービスの利用)

1.会員は、りゅうぎん PARTNER CARD のフリーダイヤル番号に連絡することにより、ロードサービスおよびホームサービスの提供を受けることが出来ます。2.会員は、ロードサービス、ホームサービスの提供を受ける場合、本カードを提示するものとします。本カードの提示がない場合は、前項にかかわらず原則としてロードサービス、ホームサービスの提供を受けることができません。

第4条(会員の義務)

会員は、以下の項目を遵守するものとします。①会員は、カードおよびロードサービス、ホームサービスの権利を他人に譲渡・貸与しないこと。②会員は、常に交通規則を守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。③会員は、ロードサービス、ホームサービス等の提供を受けるとき、運営者および運営者が提携するサービス実施者（以下「実施者」と称します。）の指示または注意にしたがうこと。

第5条(ロードサービス、ホームサービス時の責任)

ロードサービス、およびホームサービスは、運営者の責任で実施されます。当社はサービス提供に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については一切その責を負いません。

第6条(ロードサービスを提供できない場合)

次の各号に該当する場合、ロードサービスを提供できない場合があります。①短期間に同一または類似内容の出動依頼が著しく高い等、会員の故意または意図的と考えられる場合。②台風・大雨・暴風・豪雪等の異常気象、地震・津波・噴火・洪水等の天災地変、戦争・暴動・原子力により作業が困難な場合。③無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、麻薬等、道路交通法上運転が禁止されている状態で会員が運転していた場合、またはサービス実施後に違法運転がなされるおそれのある場合。④車検登録のない車両および車両メーカーが定めるマニュアル等で定める使用方法と著しく異なる改造や装置を加えている場合や、車両メーカーが対応すべきリコール等に該当する場合。⑤航空機・船舶・鉄道・自動車の輸送期間中の事故・故障⑥第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害を伴う可能性がある場合に、当該第三者の承諾が得られない場合⑦レース・ラリーあるいは一般に自動車が走行しない場所での走行などに起因した事故・故障。

第7条(ホームサービスを提供できない場合)

①著しく利用頻度が高い等、会員の故意・悪意又は意図的と思われる場合②当該建物に居住していない方からの鍵開けサービス依頼があった場合。③修理や部品等の交換の為の往訪。④老朽化が原因で発

生した場合。⑤機器メーカーが定めた使用方法を著しく逸脱していた場合。⑥機器メーカーが対応すべきリコール等に該当するとき。

第8条(権利の喪失)

本規定におけるすべての会員の権利は、カード発行時からカードの有効期限まで存続します。但し、以下の項目に該当する場合は、会員は、一切の権利を喪失するものとします。①会員が、会員資格を喪失したとき。②会員が、本規定上の義務を遵守せず、本規定の重要な違反となるとき。

第9条(終了・中止・変更等)

会員は、当社が事前または事後に会員に文書にて通知することで、ロードサービス、ホームサービスの終了もしくは中止、または本規定やサービス附則の内容を変更することができるものとします。

第10条(合意管轄裁判所)

会員と当社または運営者の間で、本規定に関し、万一訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

サービス附則

第1条(対象車両、対象物件)

①会員が運転中に事故・故障等にあった車両でかつ「自家用普通・小型・軽四輪乗用車」、「自家用普通・小型・軽四輪貨物(最大積載量2t以下)」「自動二輪車、原動機付き自転車」、「特殊用途自転車※特殊用途車両はキャッシング車(車両総重量2t以下ベース)」。②日本国内で会員が居住する家屋。但しマンション等の共有部分は除く。

第2条(ロードサービスの対象地域)

日本国内の一般道路・高速道路、自宅駐車場その他有料駐車場、公共駐車場をサービス対象地とします。但し、機械式駐車場及び立体駐車場などから実施者が作業するに適した場所まで移動するための費用は会員の負担とします。またレース・ラリーを目的にするなど通常の自動車走行には不適切な場所、通行禁止道路、季節的閉鎖道路、一般車両が通行できない場所、出動車両の運行が極めて困難な地域、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、一部離島についてはお断りすることがあります。

第3条(ホームサービスの対象地域)

日本国内を対象地域としますが、一部離島についてはサービスをお断りすることがあります。

第4条(無料サービスの内容)

1. ロードアシスタンスサービス

1) クイックサービス

現場において30分以内で実施可能な次の作業とします。

①キー閉じ込み時の開錠サービス。※盗難装置付きの車両等、車種によっては開錠出来ない場合があります。※鍵の紛失・複製は対象外となります。※二輪車においては紛失以外の給油口故障時の開錠のみとなります。※特殊作業代発生時の特殊作業代を除きます。②バッテリー上がり時のキャッシングサービス。※バッテリーの充電費用、部品代等を除きます。③パンク時のスペアタイヤ交換による応急措置サービス。※タイヤ1本までとします。④ガス欠時の給油サービス。※ガソリン代や油脂代を除きます。⑤道路面から落差1m以内の落輪車両の引き上げサービス。※クレーンや引き上げ装置の使用など特殊作業費用は除きます。また、2本以上の落輪の場合は除きます。⑥その他、エアー抜き、ヒューズ交換、プラグ交換、燃料フィルターの交換等、現場対応が可能な軽作業等。※上記の各項目において部品代金および補充・交換を行った消耗品の代金実費を除きます。

2) レッカーサービス

事故または故障により自力走行不能となった車両の、現場から移

動距離15kmまでを限度として、レッカー車を使用した牽引または積載車による搬送をいたします。※事故時の現場清掃などの特殊作業費用、クレーンや引上げ装置の使用等特殊作業費用、およびに車両搬送に関わる、フェリーダイ、航空機代、サービス対象車両の有料道路通行代を除きます。

2. アフターフォローサービス

会員の自宅から直線距離で100km以上遠方における事故または故障で自力走行不能となった車両が修理工場等に入庫をした場合、次の各号のいずれかひとつつのサービスを提供いたします。(車検証記載の乗車定員分まで)。但し、各種サービスの重複利用はできません。
①レンタカーサービス(1800ccクラスまでの車両)を24時間まで※ガソリン代・チーク代・オプション代・乗り捨て代などは会員負担となります。②緊急宿泊費用サービス(上限15,000円)③帰宅交通費サービス(上限20,000円)アフターフォローサービスの料金は、会員が立替払いとなります。立替払いした料金は、運営者が送付した所定の請求用紙等が会員に到達した日から1ヶ月以内に、会員が、日付・受領印のある領収書を運営者に提出することを条件に、後日運営者が会員指定の口座に振込むものとします。

3. ホームアシスタンスサービス(30分以内の緊急対応)

①緊急開錠の手配(鍵の閉じ込みなど)鍵の閉じ込み時など、緊急解除する。(カギの複製代、交換代、新設代・緊急処置を超える費用は除く)②水回りのトラブル(トイレの詰まり等)給配水管の詰まり、トイレの詰まり、あふれなど、水回りのトラブルの際、専門スタッフを手配、緊急対応のための作業を行う。(部品代・交換作業代・緊急処置を超える費用は除く)

第5条(有償サービス)

1.会員が無料サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有償にて、実施者が対応可能な範囲で実施されます。2.有償サービスについては、会員と実施者の間の別途有償契約によるものとします。3.有償サービスの料金は、特に運営者が認めた場合を除き、サービス対象外作業が発生した場合、後日お客様にご請求をさせていただきます。

第6条(サービス提供の条件)

次の各号の条件を満たすことが、サービス実施の条件になります。
①りゅうぎん PARTNER CARD のフリーダイヤルに連絡をし、自らの会員番号・氏名・住所等をサービス提供の為にオペレーターに告知してください。※フリーダイヤルへの連絡以前に、会員が直接実施者を手配した場合の費用は会員負担となります。②会員がロードサービス、ホームサービス実施前に本カード、並びに必要に応じて自動車運転免許証や他の証明書を実施者に提示し、ロードサービスおよびにホームサービスを受けた後に運営者所定作業報告書を確認し、これに署名することとします。③ロードサービス、ホームサービスの実施に伴い当該車両、又は物件に損傷などが生じる可能性が予測される場合に、万が一にも発生した損傷などについて実施者等を免責する旨の念書に会員が署名することとします。④ロードサービス提供時に、現場から車両を搬送する際には、会員が立ち会うこと。但し、原則としてレッカー車による牽引および積載車による搬送に同行する必要はありません。また会員が負傷等により立会うことができない場合は、会員から委任された者による立会いでもこの条件を満たすものとします。⑤危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がサービスに同行することとします。⑥警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出を済ませており、かつサービスの実施について警察の許可を受けていることが必要です。⑦サービスの実施にあたっては、実施者が必要とする指示に従ってください。